

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
 令和五年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県公営企業管理規程第九号

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業財務規程（昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(用語の意義) 第二条 略 一〇十一 略</p>		<p>十二 総務チームリーダー 課において庶務を担当するチームリーダーをいう。</p>	
		<p>課において庶務を担当するチームリーダーをいう。</p>	
<p>(用語の意義) 第二条 略 一〇十一 略</p>		<p>十二 総務班長 課において庶務を担当する班長をいう。</p>	
		<p>課において庶務を担当する班長をいう。</p>	
<p>(決裁区分) 第三条 財務に関する事務のうち、知事の決裁を要する事項及び部長、課長、室長又は総務チームリーダー限りで専決することができる事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、部長専決事項のうち特異な事項にあつては知事の、課長専決事項のうち特異な事項にあつては部長の、室長の専決事項のうち特異な事項にあつては課長の、総務チームリーダー専決事項のうち特異な事項にあつては課長（室が所掌する事務に関する事項にあつては室長）の決裁をそれぞれ得なければならない。</p>			
<p>事項</p>	知事決裁事項	部長専決事項	課長専決事項
	総務チーム	総務チーム	総務班長
<p>(一) (二)</p>	略	略	略
	略	略	略
<p>(三)</p>	略	略	略
	略	略	略
<p>(四)</p>	略	略	略
	略	略	略
<p>(五) 工事以外に関</p>	略	略	略
	略	略	略

(三) (三) 物品の受入通知及び払出通知に関すること	(三) 納入通知及び支出命令に関すること	(四) 納入通知及び支出命令に関すること	(十三の二) 工事以外に 関する支出負担行為何(支出負担行為何兼支出伝票により行うものを除く。)及び契約締結何並びにその変更に関すること	する支出負担行為何(支出負担行為何兼支出伝票により行うものを除く。)及び契約締結何並びにその変更に関すること
略		略		
略		略		
略	総務班長 ムリ ダ―専決 事項以外 の事項	総務班長 ムリ ダ―専決 事項以外 の事項	総務班長 ムリ ダ―専決 事項以外 の事項	ムリ ダ―専決 事項以外 の事項で 一件の金 額五百万 円未満
	略	略	略	

(三) (三) 物品の受入通知及び払出通知に関すること	(三) 納入通知及び支出命令に関すること	(四) 納入通知及び支出命令に関すること	(十三の二) 工事以外に 関する支出負担行為何(支出負担行為何兼支出伝票により行うものを除く。)及び契約締結何並びにその変更に関すること	する支出負担行為何(支出負担行為何兼支出伝票により行うものを除く。)及び契約締結何並びにその変更に関すること
略		略		
略		略		
略	総務班長 ムリ ダ―専決 事項以外 の事項	総務班長 ムリ ダ―専決 事項以外 の事項	総務班長 ムリ ダ―専決 事項以外 の事項	ムリ ダ―専決 事項以外 の事項で 一件の金 額五百万 円未満
	略	略	略	

備考 略

(不在代決)

第四条 略

254 略

5 課長又は室長が不在の場合においては、その専決事項については、総務チームリーダー（総務チームリーダーが不在のときは、上席主幹、主幹、副主幹又は主査（以下この条において「上席主幹等」という。）で総務チームに属する者のうち、課長が指定するものとす。）が代決することができる。

6 総務チームリーダーが不在の場合においては、その専決事項については課長又は室長（課長又は室長が不在のときは、総務チームリーダーが指定する上席主幹等とする。）が代決することができる。

7 略

(委任事項の専決)

第七条の二 第六条の規定により地方公所の長に委任された事務のうち、第三条の表の総務チームリーダー専決事項の欄に掲げる事項については、庶務を担当する班長の専決事項とする。

(資金前渡職員)

第四十七条 資金前渡職員は、支出命令者が指定する。ただし、給与の資金前渡職員は、課にあつては総務チームリーダーの職にある者、地方公所にあつては地方公所の庶務を担当する班長とする。

備考 略

(不在代決)

第四条 略

254 略

5 課長又は室長が不在の場合においては、その専決事項については、総務班長（総務班長が不在のときは、上席主幹、主幹、副主幹又は主査（以下この条において「上席主幹等」という。）で総務班に属する者のうち、課長が指定するものとす。）が代決することができる。

6 総務班長が不在の場合においては、その専決事項については課長又は室長（課長又は室長が不在のときは、総務班長が指定する上席主幹等とする。）が代決することができる。

7 略

(委任事項の専決)

第七条の二 第六条の規定により地方公所の長に委任された事務のうち、第三条の表の総務班長専決事項の欄に掲げる事項については、庶務を担当する班長の専決事項とする。

(資金前渡職員)

第四十七条 資金前渡職員は、支出命令者が指定する。ただし、給与の資金前渡職員は、課にあつては総務班長の職にある者、地方公所にあつては地方公所の庶務を担当する班長とする。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。